基準等遵守の確認をするためのチェックリスト(医療機関 ver.)

「オンライン診療基準」及び「オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月)」に準拠

確認日：2026/09/29

確認者：櫻井千尋、前原圭志

1. オンライン診療の提供に関する事項

(1) 医師-患者関係/患者合意

チェック	項目	遵守/推奨	備考
☑	i オンライン診療を実施する際は、オンライン診療を実施する旨について、医師と患者との間で合意がある場合に行う。	遵守	
☑	ii iの合意を行うに当たっては、医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認する。	遵守	・オンライン受診勧奨については、患者からの連絡に応じて実施する場合には、患者側の意思が明白であるため、当該確認は必要ではない。
☑	iii オンライン診療を実施する都度、医師が医学的な観点から実施の可否を判断し、オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに適切な対面診療につなげる。	遵守	
☑	iv 医師は、患者のiの合意を得るに先立ち、	遵守	・緊急時にやむを得

チェック	項目	遵守/推奨	備考
	患者に対して以下の事項について説明を行う。 ・触診等を行うことができない等の理由により、オンライン診療で得られる情報は限られていることから、対面診療を組み合わせる必要があること ・オンライン診療を実施する都度、医師がオンライン診療の実施の可否を判断すること ・(3)に示す「診療計画」に含まれる事項		ずオンライン診療を実施する場合であって、ただちに説明等を行うことができないときは、説明可能となった時点において速やかに説明を行う。

(2) 適用対象

チェック	項目	遵守/推奨	備考
☑	i 直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、オンライン診療により得る。	遵守	
☑	ii オンライン診療が困難な症状として、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえて医師が判断し、オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する(対面診療が可能な医療機関を紹介する場合も含む。)。	遵守	・緊急性が高い症状の場合は速やかに対面受診を促す。 ※日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」参照
☑	iii 初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの医師」が行う。	遵守	・ただし、既往歴、服薬歴、アレルギー歴等の他、症状から勘案して問診及び視診を補完するのに必

チェック	項目	遵守/推奨	備考
			要な医学的情報を過去の診療録、診療情報提供書、健康診断の結果、地域医療情報ネットワーク、お薬手帳、PHR等から把握でき、患者の症状と合わせて医師が可能と判断した場合にも実施できる（事前に得た情報を診療録に記載する必要がある）。
☑	iv 【iii以外の場合として「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行う場合】 安全性が担保されたオンライン診療を実施できるよう、オンライン診療の実施後、適切に対面診療につなげられるようにしておく。	遵守	・「かかりつけの医師」以外の医師が対応するケースや、安全性が担保された体制等の条件に基づく（連携体制の整備等）。
☑	v 診療前相談により対面受診が必要と判断した場合であって、対面診療を行うのが他院である場合は、診療前相談で得た情報について必要に応じて適切に情報提供を行う。	遵守	
☑	vi 診療前相談を行うにあたっては、結果としてオンライン診療が行えない可能性があることや、費用等についてHP等で示すほか、あらかじめ患者に十分周知する。	遵守	
☑	vii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行う。	遵守	・直接対面診療後、容態が安定した段階

チェック	項目	遵守/推奨	備考
			でオンラインの適用検討可。
☑	viii 特定の複数医師が関与することについて「診療計画」で明示しており、いずれかの医師が直接対面診療を行っている場合は、交代でオンライン診療可能（計画に医師名記載）。 病欠等による代診医の対応や、健康診断など複数医師交代が可能なケースも条件付きで許容。	遵守	・在宅療養支援診療所の連携や複数診療科チームなどのケースが想定される。
対象外	ix ≪禁煙外来を行う医療機関の場合≫ 疾病を見落とすリスクが排除され、治療リスクが極めて低いとして、対面診療を組み合わせないオンライン診療が許容され得る。	遵守	
対象外	≪緊急避妊に係る診療を行う医療機関の場合≫ 地理的要因等で対面困難と判断された場合、指定研修受講医師が初診からオンライン診療を行うことは許容され得る（一錠のみ院外処方、薬剤師面前内服、3週間後の対面診療担保等の条件あり）。	遵守	・対面受診可能な医療機関の紹介等を行う。（厚労省HPの調剤対応可能薬局一覧参照）
☑	x 自身の心身の状態に関する情報の伝達に困難がある患者については、オンライン診療の適用を慎重に判断する。	推奨	

(3) 診療計画

チェック	項目	遵守/推奨	備考
☑	i 医師は、オンライン診療前に直接の対面診療で十分な医学的評価を行い、事項	遵守	

チェック	項目	遵守/推奨	備考
	（診療内容、対面との組み合わせ、時間、方法、中止条件、患者協力の必要性、急変時対応方針、複数医師の明示、責任分界点等）を含む「診療計画」を定め、2年間保存する。		
☑	ii 初診からのオンライン診療を行う場合、診察後に方針を説明し、継続見込みがあれば速やかに診療計画を定め保存する。	遵守	
☑	iii 映像や音声等を保存する場合には、事前に医師-患者間で保存の要否や端末等の取り決めを明確にし、双方で合意する。	遵守	
☑	iv 医師自らが対応できない急変が想定される場合、対応できる医療機関に情報が伝達されるよう適切な体制を整え、事前の合意を行っておく。	遵守	・離島など急変時対応が困難な場合などが想定される。
☑	v 「診療計画」は、文書又は電磁的記録により患者が参照できるようにする。	推奨	
☑	vi 複数の医師が関わる場合等で「診療計画」の変更が患者の不利益につながるときは、患者の意思を尊重し計画を変更せずに診療を行う。	推奨	

(4) 本人確認

チェック	項目	遵守/推奨	備考
☑	i 原則として、医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人確認を行う（かかりつけ医等で当然に本人と認識で	遵守	・患者：マイナンバーカード、運転免許証等の提示。

チェック	項目	遵守/推奨	備考
	きる場合を除く）。		・医師：HPKIカード等の提示。
☑	ii 初診で実施する場合、顔写真付き身分証明書等により本人確認を行う（無い場合は2種類以上、または適切な質問等との組み合わせ）。	遵守	
☑	iii 医師の本人証明は原則として顔写真付きの身分証明書を用いて氏名を示す。	遵守	・住所等の個人情報提示は不要。
☑	iv 医籍登録年を伝えるなど、医師資格を保有していることを患者が確認できる環境を整える。	遵守	

(5) 薬剤処方・管理

チェック	項目	遵守/推奨	備考
☑	i 初診や新たな疾患への処方は診療ガイドラインを参考に行う。 ※初診時の禁止処方：麻薬・向精神薬、基礎疾患未把握での安全管理が必要な医薬品、基礎疾患未把握での8日分以上の処方。	遵守	
☑	ii 医師は現在服薬中の医薬品を確認し、患者は正確に申告する。	遵守	
☑	iii 医師はかかりつけ薬剤師・薬局の下での医薬品の一元管理を求める。	推奨	・患者が希望する薬局を選べるよう配慮する。

(6) 診察方法

チェック	項目	遵守/推奨	備考
☑	i 十分な情報が得られないと判断した場合は速やかに中止し対面診療を行う。	遵守	
☑	ii 可能な限りリアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用し、文字や写真のみで完結させない。チャット機能は補助的に活用し、あらかじめ範囲を決める。	遵守	
☑	iii 同時に複数の患者の診療を行ってはならない。	遵守	
☑	iv 医療従事者等が同席する場合は都度説明し同意を得る。	遵守	
☑	v アクセスログとして開始時間・終了時間を記録するシステムとする。	推奨	
☑	vi 実施前に対面で情報通信機器を用いた試験を実施し確認する。	推奨	

2. オンライン診療の提供体制に関する事項

(1) 医師の所在 & (2) 患者の所在 & (3) (4) 連携体制

チェック	項目	遵守/推奨	備考
☑	医師は医療機関に所属し、問い合わせ先を明らかにする。適切な判断を害する場所で行ってはならず、物理的に隔離された空間で行う。	遵守	
☑	患者が受ける場所は清潔かつ安全であり、プライバシーが保たれる隔離された	遵守	

チェック	項目	遵守/推奨	備考
	空間で行われなければならない。		
☑	【D to P with N】医師の指示に基づく看護師等の補助は予測された範囲内で行い、適時計画を見直す。	遵守	
☑	【D to P with D】患者側の医師と遠隔地の専門医等は事前に情報提供等で連携し、責任分担を協議しておく。手術等においては通信環境の確認と安全継続体制を組む。	遵守	

(5) 通信環境 (情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

チェック	項目	遵守/推奨	備考
☑	【1-1 医療機関の基本事項】事業者から説明を受け、責任分界点やリスクを理解する。セキュリティリスクを患者に説明し同意を得て診療録に記載する。	遵守	
☑	OSやソフトウェアのアップデート、多要素認証の利用、セキュリティソフト導入等の対策を行う。	遵守/推奨	
☑	意図しない第三者の紛れ込み（三者通信）やなりすましを防ぎ、同意なしの録音・録画を行わないことを確認する。	遵守	
☑	リンク先アクセスやファイルダウンロードは原則行わない。	推奨	
☑	【1-2 汎用サービス利用時】医療機関から患者側につなげることを徹底し、通信	遵守	対象外

チェック	項目	遵守/推奨	備考
	の管理者権限を委譲しない。		
☑	【2-1 事業者の基本対策】医療機関に対してリスクや責任分界点を明確に説明し、合意した範囲で責任を負う。	遵守	
☑	通信の暗号化（TLS1.3以上推奨）、アクセスログ保全、不正アクセス防止（IDS/IPS等）、端末へのウイルス対策ソフト導入機能等を備える。	遵守	・第三者機関による認証が望ましい。

3. その他オンライン診療に関連する事項

チェック	項目	遵守/推奨	備考
☑	(1) 医師は厚労省が定める研修を受講し知識を習得する。オンライン診療支援者がいる場合は事前に機器の使用方法やリスク等を説明する。	遵守/推奨	
☑	(2) 質評価やフィードバック体制を整備し、対面診療と遜色の無い診療録記載を行う。画像等保管時はセキュリティを講じる。	遵守/推奨	
☑	(3) エビデンス蓄積のため、電子カルテ等に具体的記載を心がけ、オンライン診療である旨が判別できるよう努める。	推奨	